

第一号通所サービス（横浜市通所介護相当サービス）
重要事項説明書

1. 事業者の内容

名称・法人種別	工藤建設株式会社
代表者氏名	藤井 研児
所在地(住所)	横浜市青葉区新石川四丁目33番地10
業務の概要	総合建設業、介護事業（介護付有料老人ホーム、住宅型有料老人ホーム、グループホーム、デイサービス、訪問介護、定期巡回・随時対応型訪問介護看護）
事業所数	特定施設入居者生活介護事業所 15箇所 認知症対応型共同生活介護事業所 1箇所 通所介護事業所 2箇所 訪問介護事業所 1箇所 定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所 1箇所 合計 20事業所

2. 事業所の概要

事業所名	第一号通所サービス（横浜市通所介護相当サービス） デイサービス フローレンスケア港南台
所在地	神奈川県横浜市港南区港南台6丁目5番13号
事業者指定番号	1473101051
管理者・連絡先	奥 知子 TEL：045-832-2000 FAX：045-830-4101

3. 職員の体制

職員の種類	業務内容	員数	常勤	非常勤	保有資格等	備考
管理者	事業所の従業者の管理および業務の管理を一元的に行う	1	1	0	介護支援専門員	介護付きホーム 管理者兼務
生活相談員	指定通所介護の利用申し込みおよび相談業務等を行う	2	2	0	介護福祉士	介護職員兼務

看護職員	利用者に対するバイタルチェック等必要な看護業務を行う	4	0	4	看護師 准看護師	機能訓練指導員 兼務
介護職員	利用者に対する日常生活のケア等必要な介護業務を行う	7	2	5	介護福祉士 初任者研修	生活相談員兼務
機能訓練 指導員	利用者に対する必要な機能訓練を行う	4	1	3	作業療法士 看護師	看護師兼務

(2023 年 12 月 1 日現在)

4. 事業の実施地域

港南区全域、栄区全域、磯子区全域、戸塚区一部（舞岡町、南舞岡町）

5. 営業日および営業時間

営業日	月曜日から土曜日まで
営業時間	午前 8 時 30 分から午後 5 時 30 分まで
サービス提供時間	午前 10 時 00 分から午後 4 時 00 分まで
定休日	日曜日
休業日	12 月 29 日から 1 月 3 日まで

営業時間外の連絡：045-832-2000

6. 当事業所の設備等

定員	20 名	静養室	1
食堂兼機能訓練室	1 室 87.15 m ²	相談室	1
浴室	一般浴槽と特殊浴槽があります。		

7. 提供するサービス内容

日常生活介護	日常生活において必要な介護サービスを提供します。
健康状態の確認	健康状態の確認を行います。
機能訓練	体操やリハビリ等、利用者の状態および介護予防ケアマネジメント A に沿った外出や機能訓練を行います。
レクリエーション	音楽、遊戯、園芸等、趣味・嗜好を凝らした各種レクリエーションを行います。
入浴	入浴介助サービスを行います。
食事	昼食およびおやつの提供を行います。
送迎	車両による送迎サービスを行います。

生活相談	利用者の生活、今後の対応、家族の要望等を含め、相談に応じます。		
その他	その他、必要な介護サービスを提供します。		
第三者による評価実施状況	有・無	実施日	
		実施内容	

8. 利用料金

(1) 利用料金については、別紙の「利用料金表」のとおりです。

(2) 利用料金の支払方法

利用料金の支払いは、原則として口座引落としとし、当月分の利用料金は翌月 27 日(金融機関が休日の場合は翌営業日)に引き落としとなります。

また、銀行振込または現金払いの場合は、当月分の利用料を翌月 20 日までに請求しますので、請求月の末日までに手続き願います。支払いの確認後、領収書を発行します。

(3) 金銭・貴重品の管理

通常の活動に金銭は必要ありません。特別に必要な場合は、当事業所から事前に連絡しますので、それ以外の金銭・貴重品は持ち込まないようお願いします。

9. サービスの利用方法

(1) サービスの利用開始

サービスの提供の依頼を受けた後、契約を結び、第一号通所サービス(横浜市通所介護相当サービス)計画書(以下、「通所サービス計画書」という)を作成し、サービスの提供を開始します。

*介護予防ケアマネジメント A の作成を依頼している場合は、事前に地域包括支援センターへご相談ください。

(2) サービスの終了

ア. 利用者の都合でサービスを終了する場合

サービスの終了を希望する日の 1 週間前までに文書で通知してください。

イ. 事業者の都合でサービスを終了する場合

人員不足等やむを得ない事情により、サービスの提供を終了する場合があります。その場合は、終了 1 か月前までに文書で通知します。

ウ. 自動終了

以下の場合は、双方の文書がなくても、自動的にサービスを終了します。

- ・利用者が介護保険施設等に入所した場合

- ・介護保険給付でサービスを受けていた利用者の要介護認定区分が、要介護または非該当（自立）と認定された場合
- ・利用者が事業対象者の資格を喪失した場合
- ・利用者が死亡した場合や被保険者資格を喪失した場合

エ. 第一号通所サービス（横浜市通所介護相当サービス）（以下、「通所サービス」という）の利用について

- ・月のサービス利用日や回数については、利用者の状態の変化、介護予防ケアマネジメント A に位置づけられた目標の達成度等を踏まえ、必要に応じて変更することがあります。
- ・利用者の体調不良や状態の改善等により、通所サービス計画書に定めた期日より利用が少なかった場合、または通所サービス計画書に定めた期日より多かった場合であっても、日割りでの割り引きまたは増額はしません。
- ・利用者の状態の変化等により、サービス提供量が通所サービス計画書に定めた実施回数、時間等を大幅に上回る場合には、地域包括支援センターの担当者と調整のうえ、介護予防ケアマネジメント A の変更または認定申請の援助等必要な支援を行います。
- ・以下の月途中の事由に該当する場合は、実際に利用した日数にかかわらず、サービス算定期間に応じた日数による日割りとなります。
 - ① 月の途中に開始した場合は、起算日から月末までの期間
 - ② 月の途中に終了した場合は、月初から起算日までの期間
 - ③ 月の途中に区分変更をした場合
 - ④ 転居等により事業所の変更をした場合

オ. その他

- ・事業者が正当な理由なくサービスを提供しない場合、守秘義務に反した場合、利用者や家族などに対して社会通念を逸脱する行為を行った場合、または事業者が倒産した場合、利用者は文書で解約を通知することによってすぐにサービスを終了することができます。
- ・利用者が、サービス利用料金の支払いを2か月以上遅延し、料金を支払うよう催告したにもかかわらず14日以内に支払いがない場合、または利用者や家族などが事業者や事業者のサービス従業者に対して本契約を継続し難いほどの背信行為を行った場合は、文書で通知することにより、直ちにサービスを終了する場合があります。

10. 禁止行為

(1) 利用者は、次の各号に掲げる事項について遵守しなければならない。

- ア. 利用者は、事業所内において政治活動又は宗教活動その他、勧誘を行ってはならない。
- イ. 利用者は、事業所内に危険物を持ち込んで서는ならない。
- ウ. 利用者は、事業所内に動物を持ち込んで서는ならない。

- エ．利用者は、けんか、口論、泥酔などで他の利用者等に迷惑を及ぼしてはならない。
- オ．利用者は、指定した場所以外で火気を用いることをしてはならない。
- カ．利用者は、故意に事業所もしくは物品に損害を与え、又はこれを持ち出すことをしてはならない。

1 1．事業者の通所サービスの特徴

(1) 運営の方針

事業者の事業理念である「思いやりの心と確かな介護技術で、介護高齢者の明るい未来を」をモットーに、サービスを提供します。

(2) 通所サービスの提供概要

通所サービスの提供にあたっては、利用者の意思および人格を尊重し、常に利用者の立場に立ち、公平中立なサービス提供をします。

1 2．事故発生時の対応

- (1) 事故が発生した場合は、家族に報告すると共に、事前の打ち合わせに基づき、適切、且つ誠実な対応を行います。また、直ちに事故に至った経緯および態様を調査し、事実を正確に把握します。

- (2) 事故発生後は速やかに市区町村および関係機関へ正確に事故発生 of 報告をします。

- (3) 発生した事故を二度と繰り返さないための対策を早期に実施します。

1 3．緊急時の対応

- (1) 当事業所のサービス提供にあたり、けがや体調の急変等の事態が発生した場合は、事前の打合せに基づき、適切、且つ迅速な応急措置を講じます。

- (2) 利用者の生命・身体・健康に危険またはその恐れがあるときは、直ちに医師および家族に連絡して必要な措置を講じます。

- (3) 緊急事態の発生に至った経緯および態様を速やかに精査し、正確な状況把握に努めます。

医療機関等	医療機関の名称
	診療科目
	主治医の氏名
	連絡先（電話）
緊急連絡先	氏 名 (続柄)
	連絡先（電話）
	氏 名 (続柄)
	連絡先（電話）

1 4．非常災害対策

(1) 避難対策

非常災害が発生した場合、職員は利用者の避難等適切な措置を講じます。また、管理者は、日常的に具体的な対処方法、避難経路および消防署等協力機関との連携方法を確認し、災害時には避難等の指揮をとります。

(2) 避難訓練

非常災害に備え、定期的に地域の消防署等協力機関と連携を図り、避難訓練を行います。

(3) 防犯・防災設備

消火器・火災報知設備、避難器具を設置しています。

1 5．身体的拘束等の禁止

(1) 事業者は、サービス提供に当たり身体的拘束その他利用者の行動を制限する行為を原則行いません。但し、利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため、緊急やむを得ない場合は、この限りではないものとします。

(2) 前項ただし書きの規定に基づき、身体的拘束等の行為を行った場合には、事業者は、直ちにその日時、態様、利用者の心身の状況、緊急やむを得なかった理由、その他必要な事項について、サービス提供記録等に記録します。

1 6．虐待の防止

(1) 事業者は、利用者の人権の擁護・虐待の防止等のために、次に掲げる必要な措置を講じます。

ア．虐待防止に関する責任者を選定しています。

虐待防止に関する責任者：管理者

イ．成年後見制度の利用を支援します。

ウ．苦情解決体制を整備しています。

エ．従業者に対する虐待防止を啓発、普及するための研修を実施しています。

- (2) 事業者は、サービス提供中に介護事業所または擁護者（利用者の家族等高齢者を現に擁護する者）による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかにこれを市区町村に通報します。

17．その他運営についての重要事項

- (1) 従業者の質の向上を図るため、次のとおり研修の機会を設けます。
- | | |
|---------|----------|
| ア．採用時研修 | 採用後3ヶ月以内 |
| イ．継続研修 | 随時 |
- (2) 従業者は業務上知り得た利用者及びその家族の秘密を保持する。
- (3) 従業者であった者に業務上知り得た利用者及びその家族の秘密を保持させるため、従業者でなくなった後においてもこれらの秘密を保持するべき旨を、従業者との雇用契約の内容とする。

18．損害賠償

サービス提供中に事業者のサービス提供に起因し、利用者に事故等が生じた場合は、法令および信義則に基づき、損害賠償の責を負います。

19．損害保険への加入

事業者は、前項による損害賠償の一部を担保するために、事業者介護事業施設の利用者全員を対象に、あいおいニッセイ同和損害保険株式会社の社会福祉事業者向け総合保険に加入しています。

20．記録の保管

利用者へのサービス提供の記録は、5年間保管し、本人および家族の申し出があった場合に限り、本人の記録の閲覧ができます。また、記録の写しの交付を希望する場合は、郵送料など実費相当額を負担することにより、請求することができます。

21. サービス内容に関する苦情

○ サービスに関する相談や苦情については、次の窓口に連絡願います。

お客様相談窓口	電話	045-832-2000
	FAX	045-830-4101
	相談員	船越 真澄
	対応時間	10:00～16:00

○ 公的機関においても、苦情申出等ができます。

外部苦情申立 機関	機関名	神奈川県国民健康保険団体連合会
	連絡先	045-329-3447
	機関名	横浜市 はまふくコール
	連絡先	045-263-8084
	機関名	港南区役所 高齢・障害支援課
	連絡先	045-847-8495
	機関名	栄区役所 高齢支援担当
	連絡先	045-894-8547
	機関名	磯子区役所 高齢・障害支援課
	連絡先	045-750-2494
	機関名	戸塚区役所 高齢・障害支援課
	連絡先	045-866-8452

以上

通所サービスの提供開始にあたり、利用者に対して本書面に基づいて重要な事項を説明しました。

氏 名 船越 真澄 印

氏 名 印(続柄)

9

【別紙】

利 用 料 金 表

1. 通所サービス利用料金

① 通所型独自サービス【地域単価 10.72 円】 (月額)

介護度	回数等	基本単位	自己負担額(1割)	自己負担額(2割)	自己負担額(3割)
事業対象者、 要支援1・2	週1回程度の通所 が必要とされた方	1,798 単位	1,928 円	3,855 円	5,783 円
事業対象者、 要支援2	週2回程度の通所 が必要とされた方	3,621 単位	3,882 円	7,764 円	11,646 円

② 若年性認知症受入加算【地域単価 10.72 円】

介護度	基本単位／月	自己負担額(1割)／月	自己負担額(2割)／月	自己負担額(3割)／月
共通	240 単位	258 円	515 円	772 円

③ サービス提供体制強化加算（Ⅰ）【地域単価 10.72 円】

介護度	回数等	基本単位/月	自己負担額(1割)	自己負担額(2割)	自己負担額(3割)
事業対象者、 要支援1・2	週1回程度の通所 が必要とされた方	88 単位	95 円	189 円	283 円
事業対象者、 要支援2	週2回程度の通所 が必要とされた方	176 単位	189 円	378 円	566 円

※①介護職員等処遇改善加算（Ⅰ）を含めた利用料金総額の算出方法

① 介護報酬総単位数（基本サービス費＋各種加算）×加算率（9.2%） 〈1 単位未満の端数四捨五入〉＝金額 （介護報酬総単位数＋①の金額）×1 単位の単価（10.72 円） ＝ 利用料金総額

2. その他サービス料金

送迎代	送迎の実施地域内は無料 実施地域外は、利用回数 1 回当たり実施地域を越えたところから 1 k mにつき 143 円（税込）
昼食代	1 食あたり…750 円（非課税、おやつ代含む）
教養娯楽費	実費全額自己負担となります。（利用者の希望により提供した場合）
行事費	実費全額自己負担となります。（利用者の希望により提供した場合）
その他	おむつ代 120 円/枚（非課税）、パットは 50 円/枚（非課税）、趣味活動などにかかる費用等は、実費全額自己負担となります。

3. お支払額の目安

お支払額の目安(日額)	
お支払額の目安(月額)	

※ ここに記載した金額はこの見積もりによる概算のものです。実際のお支払いは、サービス内容の組み合わせ、ご利用状況などにより変動します。